

令和4年度 第4回 集団指導

<居宅介護支援>

健康部 介護保険課

説明事項

| | |
|---------------------|---------|
| 実地指導指摘事項 | P.3～10 |
| 訪問回数が多いケアプランの届出について | P.11～18 |
| 半数超え | P.19～26 |

実地指導の指摘事項について

実地指導の指摘事項について

全サービス共通

| 基準 | No. | 指摘事項 | 改善の趣旨 |
|-----------|-----|--|--|
| 掲示について | 1 | 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が、事業所の見やすい場所に掲示していなかった。 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うか、ファイル等の閲覧可能な形で備え置くこと。 |
| | 2 | 指定通知書について、事業所の見やすい場所に掲示されていなかった。 | 指定を受けた事業所は、その旨を事業所の見やすい場所に標示すること。 |
| 記録の整備について | 3 | 利用者に関する記録の保存年限が市の条例に即していなかった。 | 利用者に対するサービスの提供に関する記録については、完結の日から5年間保存すること。 |

実地指導の指摘事項について

居宅介護支援

| 基準 | No. | 指摘事項 | 改善の趣旨 |
|-------------------|-----|---|---|
| 内容及び手続の説明及び同意について | 1 | 重要事項説明書及に記載されている内容について、現状と相違があった。 | 利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。 |
| | 2 | 令和3年4月以降に契約締結したもののにおいて、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合について文書を交付して説明を行っていないかった。 | 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行うこと。なお、この内容を利用申込者又はその家族に対し説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。 |

| 基準 | No. | 指摘事項 | 改善の趣旨 |
|----------------------|-----|--|---|
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について | 3 | 居宅サービス事業者に対して、居宅サービス計画を交付したことが、記録上確認できないものがあった。 | 居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を担当者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。 |
| | 4 | モニタリングについて、感染拡大防止の観点から、利用者の居宅を訪問できない場合に、やむを得ず訪問できない理由の記載が確認できなかった。 | モニタリングについて、特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録しておくこと。また、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。 |
| | 5 | 医療サービスが位置付けられた居宅サービス計画について、当該計画を主治の医師等に交付したことが記録上確認できないものがあった。 | 介護支援専門員は、訪問看護等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付すること。 |
| | 6 | 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したか分からないものがあった。また、福祉用具貸与を継続する理由等について、居宅サービス計画に記載されていないものがあった。 | 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を再び居宅サービス計画に記載すること。 |

| 基準 | No. | 指摘事項 | 改善の趣旨 |
|----------------------|-----|---|--|
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について | 7 | デイサービスの休業期間に居宅でのサービス提供に変更する際、ケアプランへの反映がされていなかった。 | 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置づけられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う等の変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表）に係るサービス内容の記載の見直しを行うこと。 |
| | 8 | 居室でのサービス変更となった際、利用者への事前説明・同意をしたことの記載が記録上確認できなかった。 | 新型コロナウイルス感染の影響により、居宅サービス計画の変更を行った際の同意について、サービス提供前に口頭で説明を行い、同意を得た場合は、当該居宅サービス計画の変更について口頭で利用者に説明し、同意を得たことが分かるよう記録に残すこと。また、同意について最終的には文書によって利用者の同意を得ること。 |
| 運営規程について | 9 | 運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。 | 運営規程を変更した場合は10日以内に都城市介護保険課に届け出ること。 |
| 秘密保持について | 10 | 従業員の秘密保持について、利用者の秘密を保持する旨の取り決めが就業規則になかった。 | 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を構ずべきこととするものである。 |
| 会計の区分について | 11 | 事業所ごとに、会計の区分がされていることが確認できなかった。 | 事業所ごとに経理を区分し、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。 |

居宅介護支援の**運営基準減算**について(重要)

ケアプランに位置付けた事業所の割合の説明

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所が利用者に説明をすべき項目が追加されました。令和3年4月より、以下の事項について、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して重要事項説明書等の文書を交付して説明を行い、利用者から署名を得てない場合は運営基準減算に該当することになります。

1. 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること(H30.4～)
2. 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること(H30.4～)
3. 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで) (R3.4～)

居宅介護支援の運営基準減算について(重要)

ケアプランに位置付けた事業所の割合の説明(介護保険最新情報Vol.952 問111抜粋)

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

| | | | |
|---|----------|----------|----------|
| | | | 別紙 |
| ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 | | | |
| 訪問介護 | ●% | | |
| 通所介護 | ●% | | |
| 地域密着型通所介護 | ●% | | |
| 福祉用具貸与 | ●% | | |
| ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 | | | |
| 訪問介護 | ○○事業所 ●% | □□事業所 ●% | △△事業所 ●% |
| 通所介護 | △△事業所 ●% | ××事業所 ●% | ○○事業所 ●% |
| 地域密着型通所介護 | □□事業所 ●% | △△事業所 ●% | ××事業所 ●% |
| 福祉用具貸与 | ××事業所 ●% | ○○事業所 ●% | □□事業所 ●% |

※説明の際に用いる割合については、直近の前期(3月1日から8月末日)もしくは後期(9月1日から2月末日)の期間のものです。

実地指導の名称変更について

- 国が定めている「介護保険施設等指導指針」より「実地指導」→「**運営指導**」へ名称変更
併せて市の要綱「都城市介護保険施設等指導要綱」についても、改正予定です。
今後は、運営指導の名称で実施していきます。内容について大きな変更はなく、今まで同様、原則実地にて行います。
今後、運営指導への御協力を宜しくお願いします。

訪問回数が多いケアプランの届出について

1. 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多い ケアプランの届出について

平成30年10月1日以降に作成又は変更したケアプランについて、訪問介護における生活援助中心型サービスの中で、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととされています。

◆届出の対象となる訪問介護(生活援助中心型)回数

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

◆届出方法

居宅サービス計画を作成、変更した居宅サービス計画のうち、一定回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づけたものについて、翌月の末日までに届出を行う。

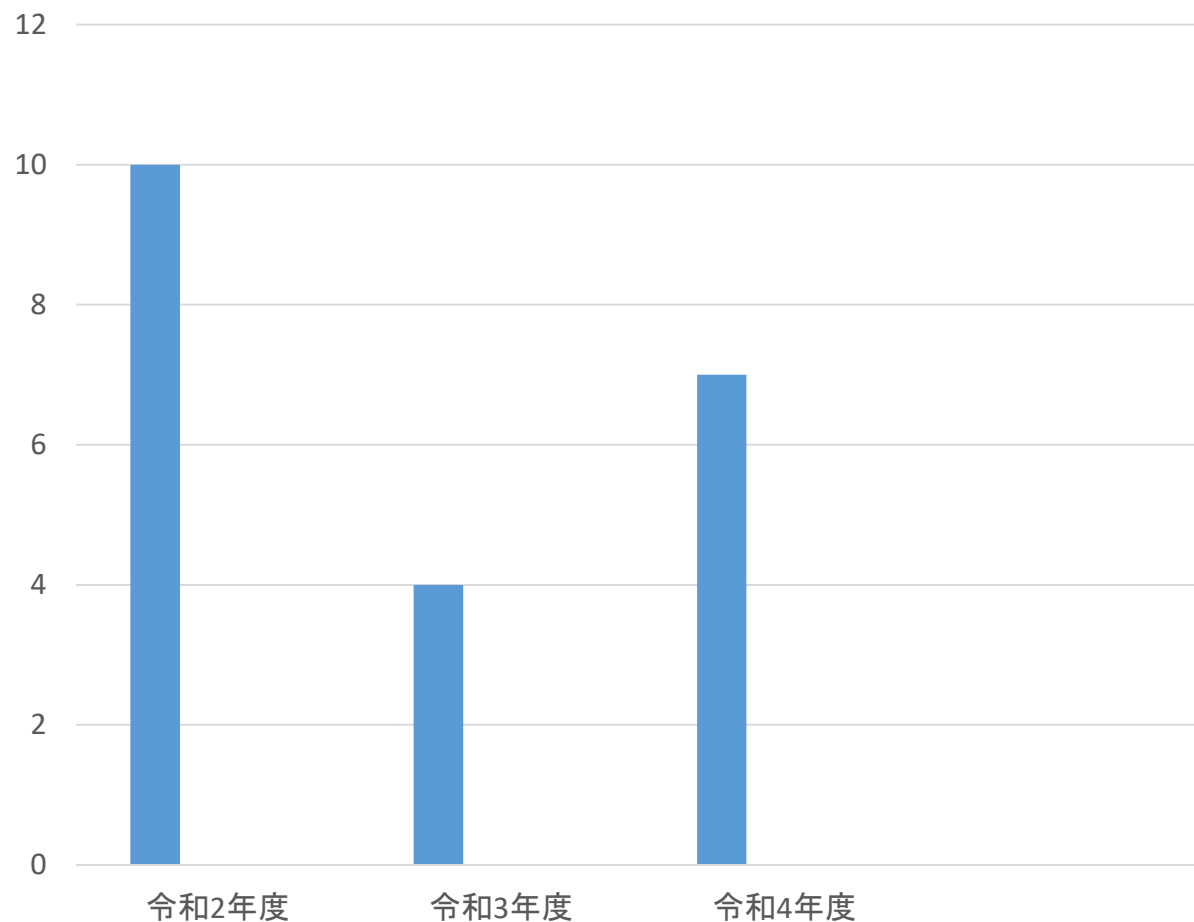
(例)令和4年10月中に利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画の場合
令和4年11月30日までに市町村へ届出

◆届出頻度

検証したケアプランの次回の届出は1年後とする(令和3年4月改正)

都城市への届出状況(直近3年間)

届出件数



令和2年度10件、
令和3年度4件、
令和4年度7件と
なっています。
コロナの影響で、一
時的に訪問介護の
回数が多くなってい
るケースもありま
す。

◆提出するもの

- ・訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書
- ・課題分析表(利用者基本情報・アセスメント表)
- ・居宅サービス計画書(第1表～7表)
 - ※利用者へ交付し、署名があるもの
 - ※居宅介護支援経過(第5表)は、前回短期目標期間のもの
- ・モニタリング結果
- ・訪問介護計画書 ※訪問介護事業所から提供を受けたもの
- ・その他のサービス事業所計画表(例:通所介護計画書等)
- ・課題総括整理表 ※作成している場合、提出してください

市ホームページ「訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランは市への届出が必要です」にて、届出書の様式を掲載しています。
トップページのID番号検索にて「15970」と入力し、検索ください。

◆提出先

〒885-8555

都城市姫城町6街区21号 都城市 健康部 介護保険課 指導担当
TEL 23-2688

※直接持参か郵送で提出ください。

※都城市に提出するのは、都城市被保険者のみです。

都城市被保険者以外については、利用者の保険者である市町村へ提出ください。

◆届出対象について

届出の対象となる訪問介護(生活援助中心)回数について、身体介助に引き続き生活援助を行う場合の回数は含みません。

例)「身体1生活2」「身体1生活1」→対象外
「生活援助2」「生活援助3」→対象

給付実績により、訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランについて市で確認できます。未届であることを確認した場合、提出を求めることがありますので提出漏れのないよう御注意ください。

2. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出について

〔令和3年度報酬改定〕

に該当する居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成・変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村へ届け出る必要があります。

◆参考

・介護保険最新情報vol.1009

◆抽出要件

居宅介護支援事業所ごとに見て①②いずれにも該当する事業所

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

◆届出が必要なケアプラン

届出が必要なケアプランについては、本市で指定し、該当の居宅介護支援事業所に個別に通知します。

◆提出するもの

- ・ケアプラン検証に係る届出書(別紙1)
- ・課題分析表(利用者基本情報・アセスメント表)
- ・居宅サービス計画書(第1表～7表)

※利用者へ交付し、同意を得たもの

※モニタリングの結果を別途作成している場合は、モニタリング結果

- ・訪問介護計画書
- ・その他個別サービス事業所計画書(例:通所介護計画書等)
- ・課題総括整理表

※作成している場合、提出

市ホームページ「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等についてお知らせします」にて、届出書の様式を掲載しています。
市トップページのID番号検索にて「47817」と入力し、検索ください。

◆提出先

〒885-8555

都城市姫城町6街区21号 都城市 健康部 介護保険課 指導担当

TEL 23-2688

※直接持参か郵送で提出ください。

※都城市に提出するのは、都城市被保険者のみです。

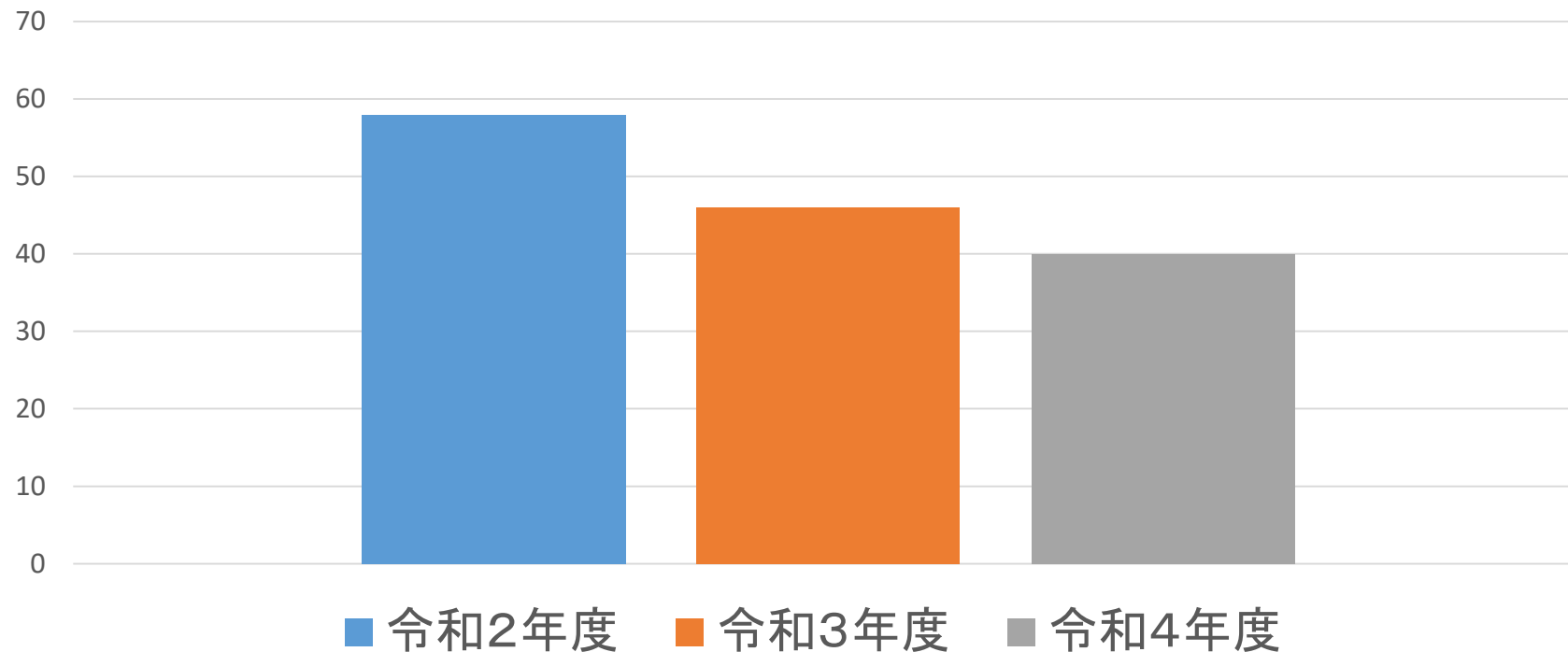
都城市被保険者以外については、利用者の保険者である市町村へ提出ください。

訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出、事業所単位で抽出するケアプランの届出につきましては、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としています。サービスの利用制限を目的とするものではありません。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期 入所サービス利用承認願いについて (半数超え)

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

● 半数超え届出件数の推移

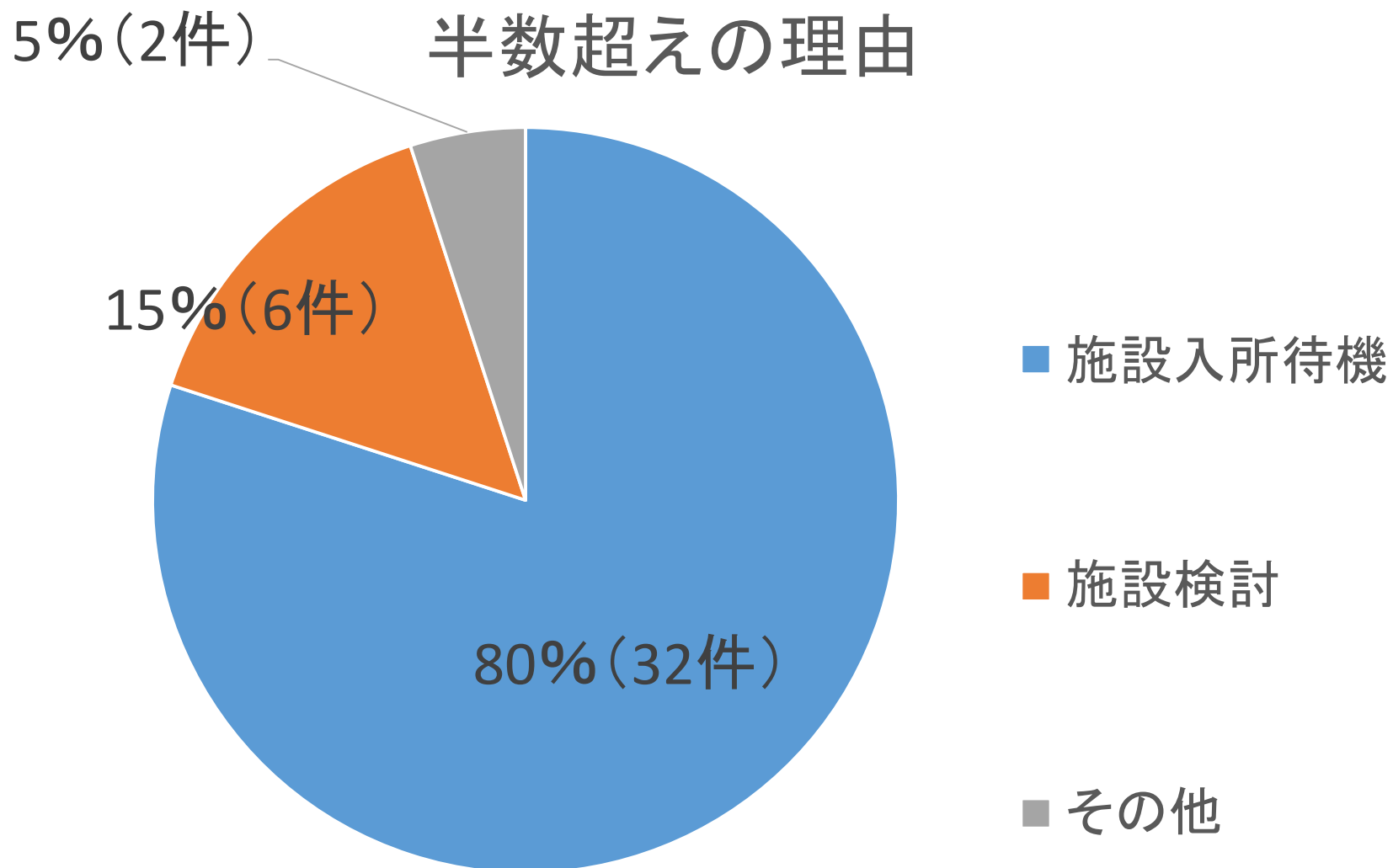


令和2年度・・・58件

令和3年度・・・46件

令和4年度・・・40件(2月中旬時点)

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)



要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

●指定居宅介護支援の具体的取扱い方針

基準省令※ 第13条二十一項

- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、**利用者の居宅における自立した日常生活の維持**に十分に留意するものとし、**利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き**、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の**おおむね半数を超えないようにしなければならない**。

※基準省令:「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
赤本P853

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

短期入所サービスとは

自立した日常生活の維持のために利用されるもの
あらかじめ利用期間を定めて入所する※

アセスメントの結果、サービスの利用が特
に必要で、やむを得ない場合のこと。
(施設入所待機待ちとしての利用ではない)

しかし！

利用者の心身の状況や環境等において、**適切な評価**のもと、在宅
生活の維持のために半数を超える見込みがある場合は、**半数を超
えても短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることが可
能**

※基準省令：第125条

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

提出期限:

【現在】

有効期間の半数を超える(見込みのある)月

【令和5年4月～】

有効期間の半数を超える月の**前月**

提出様式:

【令和5年4月～】

承認願いの様式を一部変更

都城ホームページ「4749」をご覧ください

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

●様式の変更内容

【介護施設への申し込み状況の追加】

- ・施設への待機待ちで半数を超える場合、待機順番や入所までの期間等について記載する項目を追加

【変更理由】

- ・半数を超えて利用することになった問題や今後の方
向性をさらに明確化するため

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

承認願いの提出漏れがないようにしてください

- 国保連合会の縦覧点検により、半数を超えて利用している事業所の情報は市に送付されてきます。
- 提出漏れが確認された場合、事業所に提出を求める場合があります。